

どなたでもご参加いただけます。

本格施行後のポイント

電子帳簿保存法改正の実務ポイント



併せて知っておきたい電子契約の概要と契約書作成の注意点

昨今、リモートワークの普及を始めとした働き方改革により、企業の業務内容や方法の見直しが進み、あらゆる側面で電子化が進んでいます。デジタル庁の動きをみても、今後ますます電子化の流れは加速化するでしょう。その一環で、2021年に「経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上・記録水準の向上」を目的として、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することを認める法律「電子帳簿保存法」が改正されました。また、電子契約に関するたくさんの法律改正もあり、今後『電子契約』の需要の高まりも見込まれます。取引先から求められるケースも増えるかもしれません。そこで、今回、電子帳簿保存法改正対応のポイントとしてスマホ・タブレット等、身の回りの備品で対応する方法を中心に分かりやすく解説いたします。是非、この機会にご参加ください

講座内容

- ◆ 電子帳簿保存法のおさらい
 - ・電子帳簿保存法とは
 - ・スキャナ保存とは
 - ・電子取引データ保存とは 等
- ◆ 電子取引データ保存について
 - ・電子取引とは？
 - ・中小・小規模事業者の対応例
 - ・経理のデジタル化 等
- ◆ その他電子商取引での注意点 等

～ セミナー終了後、時間内で質疑応答の時間を設けます ～

とき 令和6年 **3月1日(金)**
13:30 ~ 16:00

ところ 朝日信用金庫西町ビル **7階**

受講料 会員:無料
非会員:1,000円(当日承ります)

定員 先着 **60名**
※定員に達し次第締め切りとさせていただきます、お断りの方のみご連絡いたします。

講師

いけだ うみ
池田 有美氏

・行政書士事務所 UMCサポート代表 ・特定行政書士

2004年5月～2015年2月 大手ビジネス資格の専門学校である、大原学園(総務部、社会人課程教務部、専門課程教務部)にて、社会人受講生や専門学生の管理・指導・プラスバンド部の指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何カ国もの国から相談を日々受けている。今までに関与した国は15カ国。現在は、主に外国人雇用テーマの勉強会の講師として各地で活躍中。



お申込みは、**FAX** または
ホームページ・
申込用フォーム
から

公益社団法人 **上野法人会** 〒110-0015
台東区東上野1-2-1朝日信用金庫西町ビル5階
FAX 5818-1141 TEL 5818-1151

〈ホームページ〉 <https://www.uenohoujin.or.jp>

※お申し込み後、開催日3日前までに確認**FAX**
(または**メール**)を送りますので、届かない場合には、
当会までご連絡ください。
準備の都合上、お申込みは期日内をお願いします。
キャンセルの場合にはご連絡をお願いします。

申込用フォーム

《申込書》 **3/1(金)** 電子帳簿保存法改正の実務ポイント 【申込期日】令和6年2月22日(木)



参加者名

法人名

(会員の場合)
会員NO(宛名シールに記載)

TEL

FAX

メールアドレス

(確認票をメールでご希望の方はご記入ください)

携帯電話等 (日中繋がりやすい連絡先をご記入ください)

会員以外の方、又は会員で会員NOが不明な方は住所の記入をお願い致します。

住所

■お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会の事業活動のためにのみ利用させていただきます。
■セミナーの録音・録画等は全て禁止とさせていただきます。 <令和6年新春号>